

第3編 安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり

第1章 市民の安全・安心を守る災害対応の充実

第2節 防災体制の充実

保健総務課

1. 災害時医薬品等備蓄事業

市は船橋市地域防災計画において、震度6弱以上の地震が発生した際、市内9箇所の災害医療協力病院前に病院前救護所を開設し、市民を治療する体制を構築しています。病院前救護所では、負傷した方をトリアージし、軽症者はその場で治療、中等症者及び重症者は災害医療協力病院内で治療しますが、状況により災害拠点病院（市立医療センター）等へ搬送します。

しかしながら、大規模な震災下にあっては、多数の市民が来院し、それぞれの病院において軽症者に対する治療医薬品の不足が見込まれることから、軽症者の治療に用いる医薬品等を災害医療協力病院と市が協力して備蓄しています。

第3章 市民を守る消防体制の充実

第3節 救急体制の充実

健康政策課

1. 救急医療シンポジウム

平成元年度より、市民に対する救急医療への意識の高揚及び心肺蘇生法の普及、啓発を図ることを目的として開催しています。

表Ⅱ-3-1-1 救急医療シンポジウム開催状況

区分	年度	30	元	2★ ²
参加者数(人)		465	340	—
テーマ	世界を目指す！救急医療先進都市 ～命をつなぐ船橋の救急システム～		「お腹が痛い、でも大丈夫」は命とり！ ～消化器疾患の「いま」を知る～	—
会場	船橋市民文化ホール		船橋市勤労市民センター	—

2. 心肺蘇生法（CPR）等の普及

船橋市内にお住まいの方、お勤めの方、または在学の方で、原則として中学生以上の方を対象に救命講習を実施しています。

※ 本事業は消防局救急課で実施しています。

市立中学校と市立高等学校を対象に、保健体育の授業の中で心肺蘇生法の体験学習の実施と、市内小・中・特別支援学校の教職員を対象とした研修用ダミーの貸し出しを行っています。また、毎年5月に心肺蘇生法講習会を実施しています。

※ 本事業は、学習指導要領に基づき、教育委員会保健体育課においてダミー人形の巡回計画を立て、市内の各中学校と市立高等学校において実施しています。

3. 救急医療推進事業

(1) 公共施設設置AED一元化事業（平成25年8月1日から実施）

市内の公共施設等にAEDを設置し、施設の利用者の安全・安心を確保するとともに、施設の周辺で心停止傷病者が発生した際に、施設の開館時間帯に市民がAEDを利用できる環境を整えました。

表Ⅱ-3-1-2 設置施設数（各年度：3月31日現在、単位：施設）

年度	30	元	2
施設数	253	254	254

(2) 船橋まちなかAEDステーション事業（平成25年8月1日から実施）

市民による心肺蘇生法実施の機会を拡大するため、市内の24時間営業のコンビニエンスストアのうち、協力が得られた店舗にAEDを設置し、当該コンビニエンスストアの周辺で心停止傷病者が発生した際に、市民がいつでもAEDを利用できる環境を整えました。

表Ⅱ-3-1-3 設置店舗数（各年度：3月31日現在、単位：店舗）

年度	30	元	2
店舗数	221	223	221

(3) 教育・保育施設AED設置事業（平成27年8月1日から実施）

「公共施設設置AED一元化事業」により設置した公立保育園（27園）のほか、私立の認可保育園、幼稚園及び認定こども園にAEDを設置し、こどもの安全・安心を確保するとともに、これらの施設の周辺で心停止傷病者が発生した際に、施設の開館時間帯に市民がAEDを利用できる環境を整えました。

表Ⅱ－3－1－4 設置施設数 (各年度：3月31日現在、単位：園)

年度	30	元	2
施設数	129	139	139

(4) 自動体外式除細動器（AED）貸出事業

AEDの普及・啓発を図るとともに、催しの参加者の安全を図るため、市内の消防署、分署及び消防の出張所の13か所において、次のいずれかに該当する催しに対して無償で貸出を行っています。

- ① 市が主催、共催、後援又は協賛をする催し
- ② 営利を目的とせず、かつ、私的ではない催し

※ 本事業は船橋市自動体外式除細動器貸出し事業実施要綱に基づき、平成27年11月から所管課を健康政策課から消防局救急課に変更し、実施しています。

※ いずれもAEDの使用方法を学ぶことを目的とするものは除くものとしています。

表Ⅱ－3－1－5 貸出実績 (単位：件)

年度	30	元	2
貸出数	37	38	2